

○ 大和郡山市コミュニティバス広告掲載に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大和郡山市の広告媒体への広告掲載に関する要綱（平成19年5月21日。以下「要綱」という。）第8条及び第18条に基づき、大和郡山市コミュニティバスの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置及び規格等)

第2条 広告の掲載位置及び規格等は、別表のとおりとする。

(広告の募集)

第3条 広告の募集は、大和郡山市ホームページまたは大和郡山市広報紙「つながり」により行う。

(掲載申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者は、大和郡山市交通防犯対策課（以下「担当課」という。）に、掲載を希望する広告案を添え、要綱に定める様式（以下「申込様式」という。）により掲載申込みをするものとする。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は1ヶ月単位とする。ただし、広告掲載開始月の属する年度の末月までを最長の期間とする。

(審査)

第6条 担当課は第4条の規定により提出された広告案について、大和郡山市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき審査する。

2 前項の審査により、掲載基準に適合しないと判断した場合には掲載を認めない。

(掲載決定)

第7条 担当課は、前条第1項の審査により掲載基準に適合すると判断したものについて掲載決定を行うものとする。

2 前項において同一の広告掲載位置に、掲載基準に適合すると判断したものが複数あるときは、申込日の先着順に掲載決定を行うものとする。ただし、新規広告主募集等により同時期に複数の申込みが見込まれる場合は、申込期限を定め、抽選にて掲載決定を行うものとする。

3 前条第2項及び前2項の掲載を認めない決定又は掲載決定は書面により通知する。

(掲載期間の延長等)

第8条 前条第1項または第2項の掲載決定を受けた者（以下「広告主」という。）が広告掲載の継続を希望する場合には、第5条第1項の期間が満了する月の末日（以下「満了日」という。）以前1ヶ月以内に、担当課に申込様式を提出し、広告掲載を継続する旨を申し出るものとする。

2 前項の場合において、満了日の属する月の翌月を広告掲載開始月とみなして第5条の規定を適用するほか、第6条、前条第1項及び第3項の規定を準用する。

(掲載料)

第9条 掲載料は別表に記載された区分ごとの月額単価に第5条に基づく期間をかけて算出された額とし、掲載の決定後、大和郡山市が指定する納付期限までに一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(広告の掲載)

第10条 担当課は、前条の掲載料の支払いを確認後、速やかに所定の位置に広告物を掲載できるように広告主と調整を行うものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告を掲載するにあたり、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び奈良県屋外広告物条例（昭和35年4月1日条例第17号。以下「県条例」という。）に基づき、県条例第15条の2の2に掲げる屋外広告業者登録簿に登録された者に施工させなければならない。

3 広告の作成及び広告媒体への設置・撤去に要した費用は、広告主の全額負担とする。

4 前項の規定は、車両のリース契約の満了により、車両を更新する場合においても同様とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定めるものとする。

2 本要領又は前項の規定により定められた事項に定めのない事項が生じた場合には、その都度、広告主及び担当課で協議のうえ解決するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(大和郡山市コミュニティバス「元気治道・平和号」広告掲載に関する取扱要領及び大和郡山市コミュニティバス「元気城下町号」広告掲載に関する取扱要領の廃止)

第2条 次に掲げる要領は廃止する。

(1) 大和郡山市コミュニティバス「元気治道・平和号」広告掲載に関する取扱要領

(2) 大和郡山市コミュニティバス「元気城下町号」広告掲載に関する取扱要領

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(第2、9条関係 別表)

掲載位置		箇所数	規格 (mm)	掲載料 (円/月)	
車外	①	リアウィンドウステッカー	1	250×1,450	5,000
	②	左後側面上部ステッカー	1	200×1,400	3,000
	③	左側面前ドアウィンドウ上ステッカー	1	200×1,200	2,500
	④	右側面上部ステッカー	1	200×3,000	3,000
	⑤	右側面下部ステッカー	1	300×1,000	1,000

※上記の料金(消費税を含む。)とは別に、広告作成費用及び広告取付・撤去にかかる費用は、全額広告主の負担となる。

※貼付するステッカーの素材は、車体のガラスや塗装を痛めないものであること。